

高血圧症・脂質異常症・糖尿病で 外来通院中の患者さまへ

～生活習慣病管理料についてお知らせ～

令和6年6月の診療報酬改定により、
「特定疾患療養管理料」を算定されていた方は、
「生活習慣病管理料」へ移行いたします。

【対象となる患者様】

高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかが主病の方

【療養計画書について】

個々に応じた目標設定・具体的な指導内容・検査結果等を
記載した「療養計画書」を作成し、お渡しします。
初回のみ、ご署名をいただく必要があります。

移行に伴い、患者さまの窓口負担金額も変更になります。
(負担金額の詳細は事務スタッフにお尋ねください。)

※当院では担当医の判断にて、患者さんの状態に応じ、
28日以上長期処方への対応も可能です。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

医療法人橘会 ● 東名病院